

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備

令和5年度法務省政策評価書（案）

～令和元年度から4年度までの活動状況と今後の方向性～

令和5年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房国際課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 国際仲裁の活性化
 - － 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景
 - － 国際仲裁の活性化に向けた取組の全体像と目的
- 3 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の状況
- 4 国内外の企業等に対する広報・意識啓発の状況
- 5 施設の整備に関する施策の在り方の検討状況
- 6 関連法制度の整備の状況
- 7 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



我が国における国際仲裁の活性化に向けた次のような成果の兆しが見られる

- 国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえる
- 国内の企業、弁護士等に、国際仲裁の意義、有用性等に対する認知が芽生えつつある

一方、我が国における**国際仲裁の活性化に向けて次のような課題**が明らかになりつつある

人材育成

- ・ 仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることができる人材の輩出にはまだ道半ば

広報・意識啓発

- ・ 我が国における国際仲裁の件数の増加にまでは必ずしも結び付いていない

施設整備

- ・ 施設は収支面では現在の形での自立運営が現状は難しく、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要

関連法整備

- ・ 国際基準と国内法制とのそごが可能な限り生じないように、状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献することが重要

2

国際仲裁の活性化



一 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景①

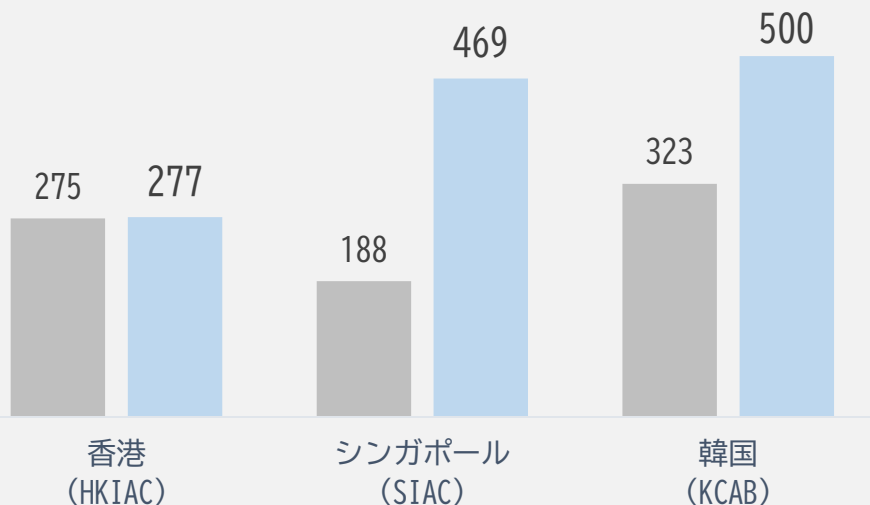
<国際仲裁とは>

国際的な商取引をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる仕組み

国際仲裁は、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードに

- ・ 多国間条約の整備により、外国での執行が容易
- ・ 非公開（企業秘密が守られる）
- ・ 迅速（通常、一審限りで手続を終了）
- ・ 専門的、中立的な仲裁人を選べる
- ・ 司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避

諸外国では国として活性化に取り組む例がある



2011年・2021年のアジアの国際仲裁の件数（国内仲裁を含む。）

日本において国際仲裁を活性化させる意義

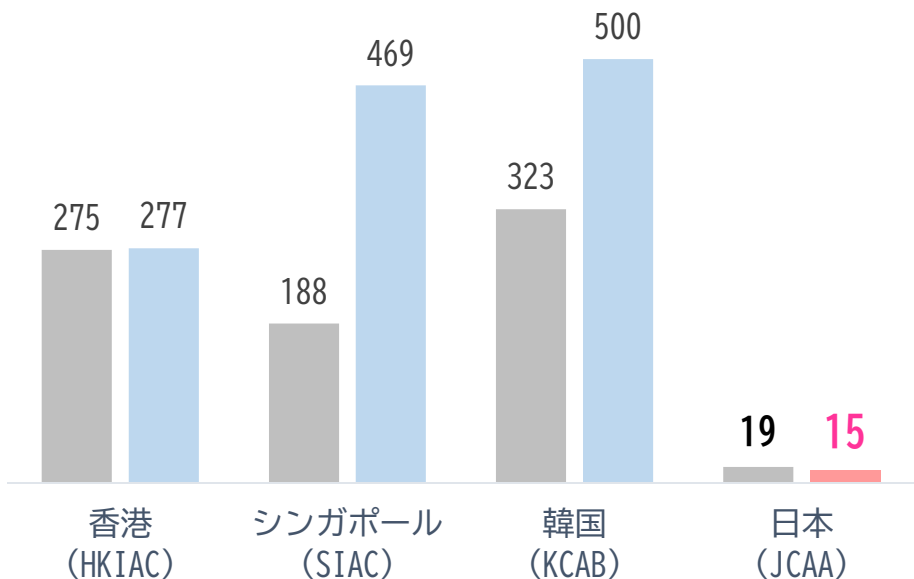
- ・ 海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進
- ・ 我が国の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込む

我が国の経済成長に貢献する

我が国として官民連携して活性化に取り組む

一 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景②

我が国における国際仲裁の件数は、我が国の経済規模に照らすと、諸外国に比して少ない



2011年・2021年のアジアの国際仲裁の件数（国内仲裁を含む。）

政府として、国際仲裁活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める方針（平成30年中間とりまとめ）

平成29年：国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議設置
 平成30年：国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（中間とりまとめ）策定

中間とりまとめで設定された対策

- ・国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等への理解不足
- ・国際仲裁に精通した人材の不足
- ・世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在
- ・海外へのマーケティング不足等

中間とりまとめで設定された対策

- 1 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成
- 2 国内外の企業等に対する広報・意識啓発
- 3 施設の整備
- 4 関連法制度の整備

契約において日本を仲裁地として選定するためには何が必要になると考えるか

1位	日本において国際的に評価の高い仲裁機関が存在すること	48.6%
2位	日本を仲裁地とすることを相手方と合意できるだけの交渉力	38.1%
3位	日本において国際仲裁に熟達した仲裁人・仲裁代理人が容易に利用できること	11.5%
4位	日本において安価で充実した国際仲裁の審問施設が存在すること	-

日本において国際仲裁の利用が進むためには何が必要になると考えるか

1位	日本における仲裁機関の国際的な評価の向上	69.3%
2位	日本企業に対する国際仲裁に関する広報・啓発活動	14.2%
3位	日本における国際仲裁に熟達した仲裁人・仲裁代理人の増加	11.5%
4位	日本における安価で充実した国際仲裁専用の審問施設の提供	-

一 国際仲裁の活性化に向けた取組の全体像と目的

	人材育成	広報・意識啓発	施設の整備	関連法制度の整備
目的	国際仲裁に精通した人材（仲裁人・仲裁代理人等）が育成される	<ul style="list-style-type: none"> ・日本企業等が国際仲裁の意義・有用性等に対する理解が進む ・国際仲裁の我が国での実施が活性化する 	施設面において持続的に利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る	手続面における利用者の利便性の向上
取組の方向性	国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等の企画・実施	国内外の企業、弁護士等を対象としたセミナー等の開催	仲裁専用施設の整備、サービスの提供等を行いながら調査分析	最新の国際水準に見合った法制度の整備
<p>民間機関（一般社団法人日本国際紛争解決センター〔略称：J I D R C〕）に 5年間調査委託</p>				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の実施 ・各種研修動画の作成、公開 ・大学教育との連携 ・海外の仲裁機関に対する派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の企業を対象としたセミナーの実施 ・海外の仲裁機関と連携したセミナーの実施 ・在京大使館、外国弁護士等への広報の実施 ・SNS等を活用した広報の実施 ・法律・経済系雑誌等への寄稿 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都心に仲裁専用施設を確保 ・ICT設備の整備 ・サービスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・外弁法の改正 ・仲裁法の改正等

3

仲裁人・仲裁代理人等になり
得る者の人材育成の状況



一 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の目的と取組

目的 仲裁人・仲裁代理人等になり得る国際仲裁に精通した人材を我が国において育成

活動 主に委託先機関を通じ、国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等の企画・実施

活動目標 仲裁人等になり得る者の**裾野を広げる**

仲裁人等になるための**専門的な知識、経験等を習得する**

期間中の取組

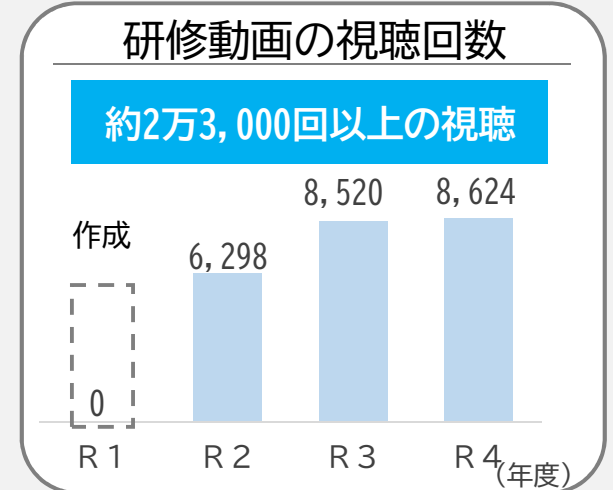
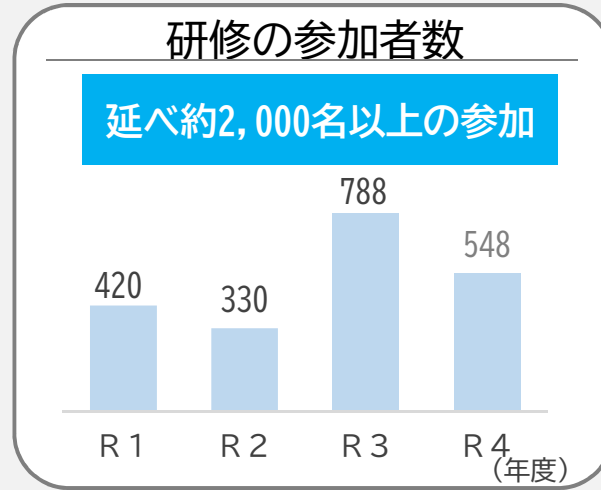
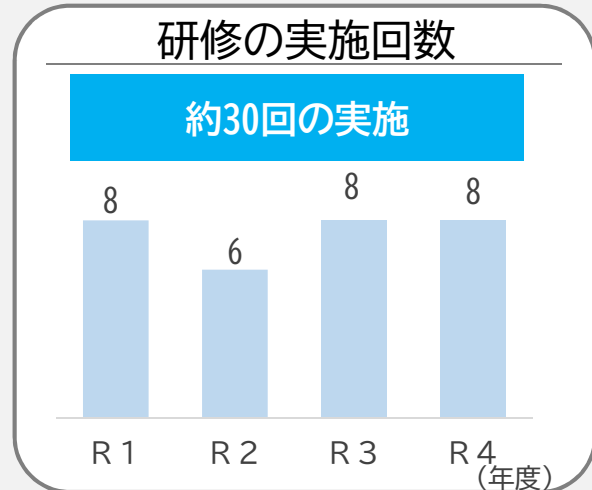
- ・大学、海外仲裁機関等と連携したセミナーを実施
- ・司法修習生を対象とした国際仲裁プログラムを実施
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会活動の制約に対応したセミナー等のオンライン、ハイブリッド方式を活用



- ・初級者から中級者まで、体系的に受講できるよう、多数の研修動画を作成、ウェブサイト上に公開
- ・世界最大のADR資格認定・研修機関と連携した仲裁人の資格認定の取得を目指した講座の実施
- ・研修等は毎年継続的に実施する体制を構築



指標



一 アウトカム：仲裁人・仲裁代理人等になり得る国際仲裁に精通した人材が育成される

国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえるが、仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることができる人材の輩出にはまだ道半ば

・研修等の実施
・研修動画の作成・公開

研修等の参加者、研修動画の視聴者の増加

仲裁人等に対する関心、国際仲裁に関する知識が高まる人材の増加

仲裁人等になり得る者の裾野が広がり始める

仲裁人等として国際仲裁の担い手となる
ことができる人材の増加

・海外で活躍する仲裁人等の増加
・国際仲裁の実践的な経験を積む

国際仲裁に精通した人材が育成される

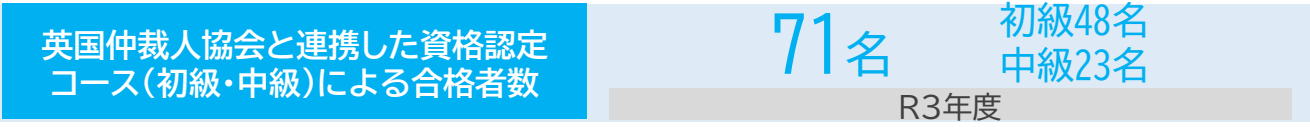
仲裁人等になり得る者の裾野の拡大



<国際仲裁プログラム受講者の声>

- ・仲裁・調停の具体的なメリットや心構えを学ぶことができ、弁護士としてのキャリアの中で、選択肢の1つになった
- ・国際仲裁・調停に携わりたいと思った
- ・国際仲裁に関わる弁護士になるためのキャリアアップに励みたいと思った
- ・今後、国際仲裁・調停のメリットを依頼者に具体的にアドバイスできる

仲裁人等になるための専門的な知識、経験等の習得



- ・人材育成の取組は始まったばかりであり、効果が現れるまで時間を要する
- ・学生、司法修習生、若手弁護士等の仲裁の担い手となるべき者に、語学力及び国際仲裁の基礎知識を身につけてもらうことが重要
- ・仲裁人等として選ばれるためには、海外における実践的な経験が必要

4

国内外の企業等に対する 広報・意識啓発の状況



一 国内外の企業等に対する広報・意識啓発

目的

国内外の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、
国際仲裁の我が国での実施を活性化

活動

主に委託先機関を通じ、国内外の企業等に対し、効果的な広報・意識啓発の実施

活動
目標

国内の企業等が、
国際仲裁の有用性を理解する

海外の企業等が、仲裁地としての
日本の魅力を理解する

期間
中の
取組

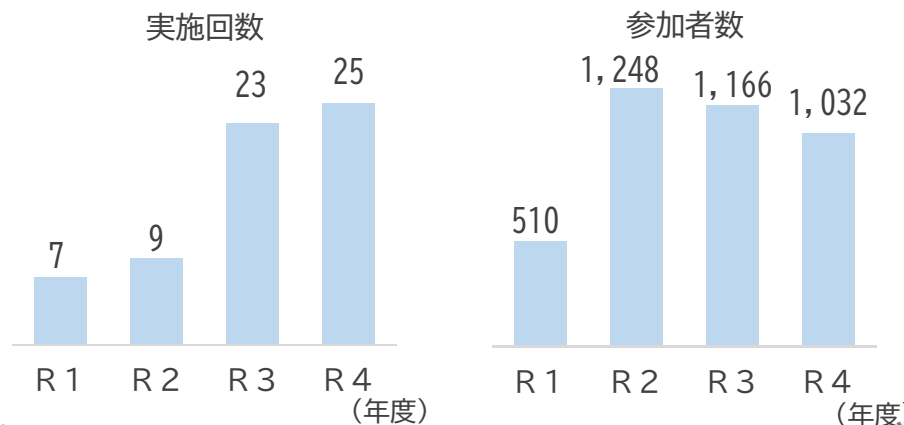
- ・日本の仲裁機関等と連携した国内の企業等を対象としたセミナー等の実施
- ・弁護士会等と連携した弁護士等を対象としたセミナー等の実施
- ・法律・経済系雑誌等への寄稿
- ・経済団体、弁護士会、裁判所等と連携
- ・オンライン、ハイブリッド方式を活用

- ・日本の仲裁機関等と連携した在外の企業等を対象としたセミナー等の実施
- ・海外の仲裁機関等と連携
- ・海外の仲裁機関等とMOU締結、連携したセミナー等の実施
- ・在京大使館、外国弁護士等に対する広報
- ・主な裁判例の英訳及び英語での解説の掲載

指標

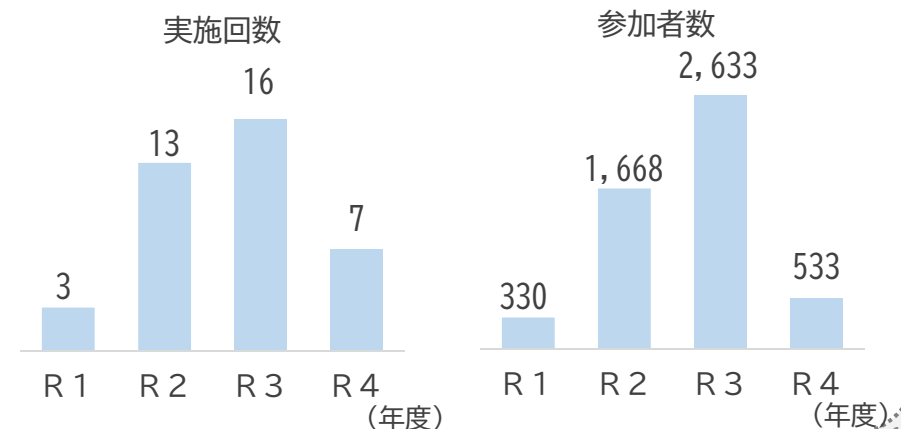
国内の企業等向けセミナー等の実施回数・参加者数

延べ約3,000名以上の参加



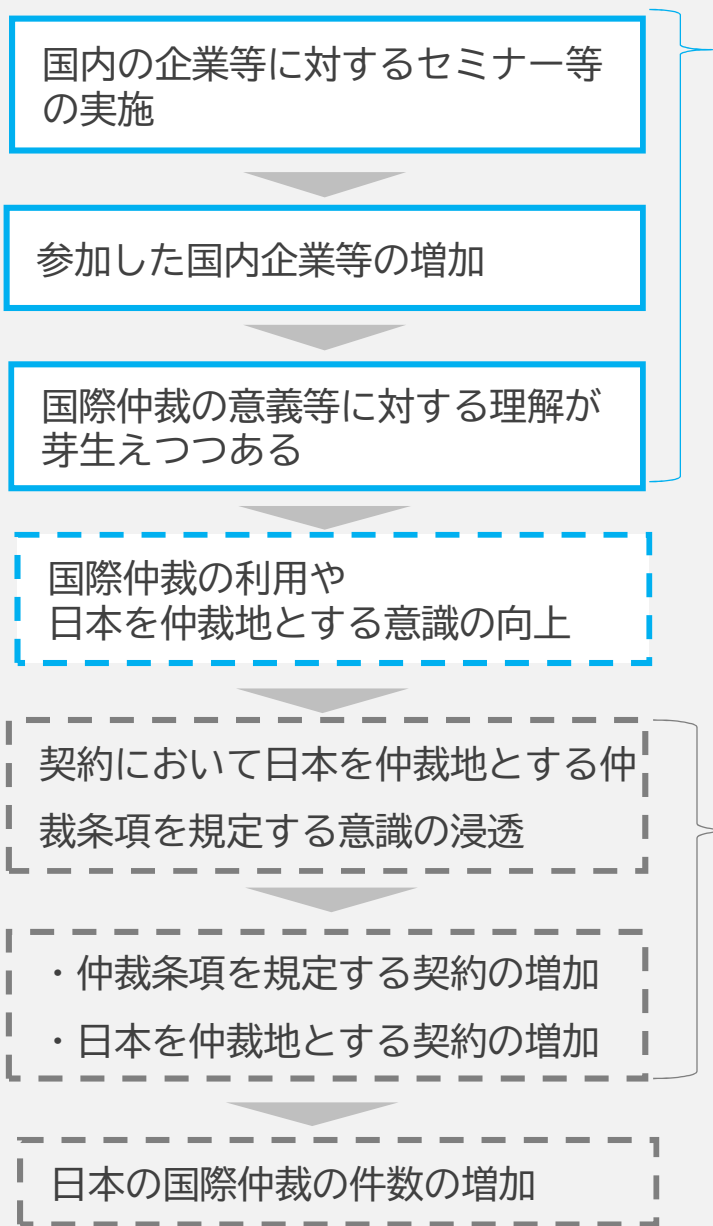
海外の企業等向けセミナー等の実施回数・参加者数

延べ約5,000名以上の参加

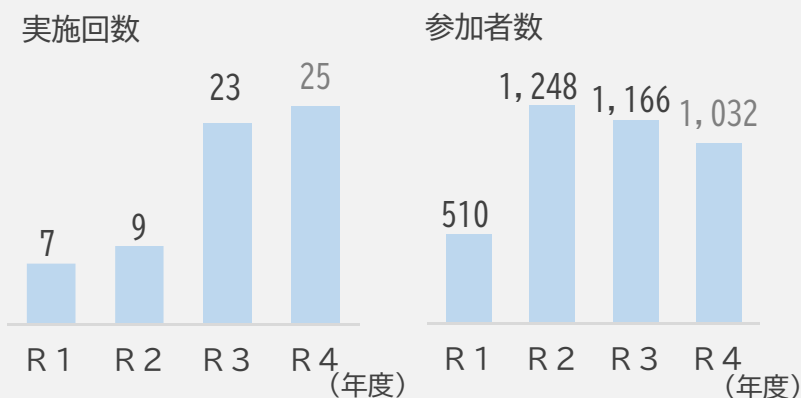


一 アウトカム：国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に対する理解が進み、国際仲裁の我が国での実施を活性化

国内の企業、弁護士等に、国際仲裁の意義、有用性等に対する理解が芽生えつつあるが、まだ道半ば。



国内の企業等向けセミナー等に延べ約3,000名以上の参加（再掲）



<アンケートで寄せられた企業の声>

- ・ 今まで利用する機会がなかった国際仲裁について、専門家から最新の状況を聞く機会があり参考になった
- ・ 中小企業が仲裁をどのように取り入れて紛争解決に活かせるか、イメージができた
- ・ これまでの仲裁地としてなんとなく双方で決めていた流れを反省した

セミナー参加者の約97% 国際仲裁への理解等が向上したと回答

<セミナー・シンポジウム参加者の声>

- 「日本での取組や、仲裁地として日本のメリットが分かった」（国内）
- 「アジアの契約において、今後は日本商事仲裁協会（JCAA）による仲裁を盛り込んでいきたい」（国内）
- 「海外取引における仲裁の重要性が分かり、活用していこうと感じた」（国内）
- 「仲裁地としてなんとなく双方で決めていた流れを反省する機会となった」（国内）
- 「One good point that Japan has an advantage of safe arbitrations」（海外）

国際仲裁の利用の前段階として、いかにして契約書に日本を仲裁地とする仲裁条項を規定できるかが課題

- ・ 契約書に仲裁条項を規定していない
- ・ 契約交渉で、仲裁地を日本又は仲裁機関を日本のものと主張できていない
- ・ 仲裁地を日本又は仲裁機関を日本のものと主張しても、相手方の反対により交渉に成功していない
- ・ 海外の企業、弁護士等において日本の仲裁機関の利用を含む日本の国際仲裁の魅力等が浸透していない

5

施設の整備に関する施策の 在り方の検討状況



一 施設の整備に関する施策の在り方の検討の目的と取組

目的 施設面において持続的に利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

活動 委託先機関において仲裁専用施設を開業し、自主運営の実現可能性の調査

活動目標 施設の整備に係る政府としての適切な施策の在り方の調査分析

令和2年3月、委託先機関において、東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設（JIDRC東京）を開業

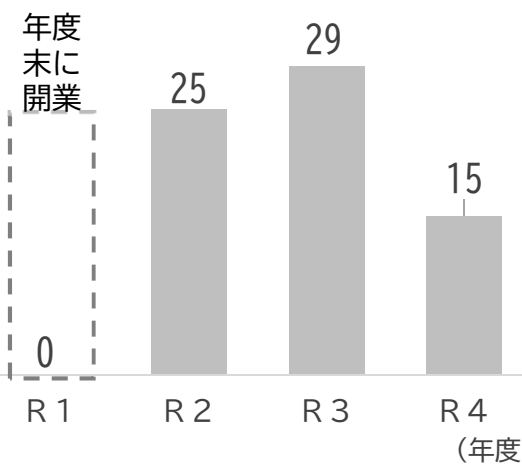
ICT設備の整備、サービスの提供（コロナ禍でのオンライン審理にも対応）

<サービスの提供状況>

AIを利用した自動スクリプトサービス、クラウド上でのファイルマネージングシステム、立会人サービス、テクニカルサポート



仲裁専用施設の利用状況



期間中の取組

ー アウトカム：施設面において持続可能で利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

委託先機関において東京都内に最新のICT設備を備えた施設の開業、サービスの向上が図られた一方で、利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難

調査分析の結果を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要

委託先機関において仲裁専用施設を開業し、
自主運営の実現可能性の調査

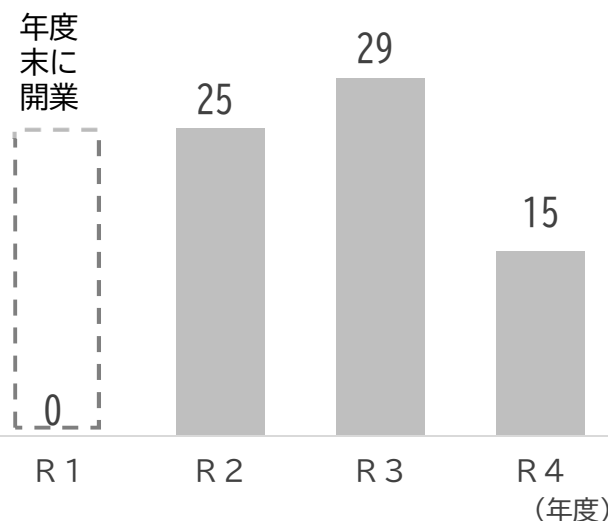
施設の整備に係る政府としての適切な支援の
在り方の調査分析

調査分析の結果を踏まえ、
施設の整備に関する適切な施策の検討・実施

施設面において持続可能で利用者にとって利便
性の高い施設の運営を図る

東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設を開業
ICT設備の整備、サービスの提供

仲裁専用施設の利用状況（再掲）



6

関連法制度の整備の状況



一 関連法制度の整備の目的と取組

目的

手続面における利用者の利便性の向上

活動

関連法制度の整備

活動
目標

最新の国際水準に見合った仲裁法等の
関連法制度が整備される

期間
中の
取組

令和2年5月 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）改正

→ 外国法事務弁護士及び外国弁護士が代理できる国際仲裁事件の範囲拡大

令和3年10月 仲裁法の改正に関する要綱答申

令和3年12月 デジタルエコノミーにおける紛争解決の実態調査に関するプロジェクト国連総会採択

→ プロジェクト実施のために法務省職員を国連事務局に派遣し、UNCITRALの将来作業として情報収集・検討

令和4年2月 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱答申

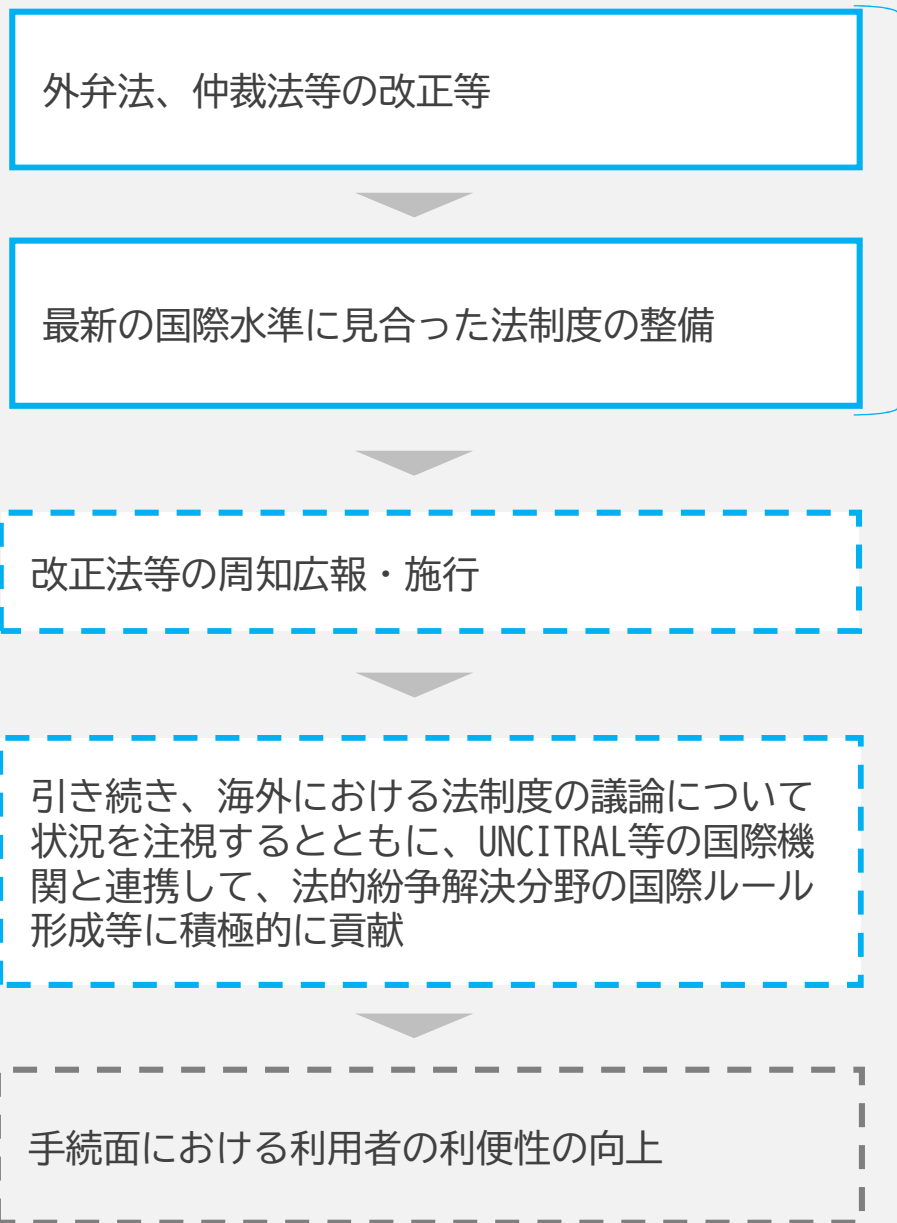
令和5年2月 仲裁法の一部を改正する法律案、調停に関するシンガポール条約実施法案の閣議決定

令和5年4月 仲裁法改正法案、調停に関するシンガポール条約実施法案の成立・公布

→ 最新のUNCITRALモデル法に対応する規律の整備、調停により成立した国際的な和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無を審査し、決定で執行力を付与する規律の整備

－ アウトカム：手続面における利用者の利便性の向上

最新のUNCITRALモデル法に対応する規律等を整備する仲裁法等の改正により、最新の国際水準に見合った関連法制度が整備された



外弁法の改正

外国法事務弁護士等で代理可能な範囲の拡大等

- 外国法事務弁護士等が代理可能な「国際仲裁事件」の範囲に関する定義規定を見直し、代理可能な範囲を拡大
- 外国法事務弁護士となるための承認要件の1つである職務経験要件を緩和

仲裁法の改正

暫定保全措置命令に基づく強制執行を可能とする制度の創設等

- 仲裁廷が出す権利・証拠を保全するための命令（暫定保全措置命令）の類型・発令要件を整備
- 裁判所が暫定保全措置命令に基づく強制執行等を許す決定（執行等認可決定）の制度を創設
- その他、仲裁合意の書面性を更に緩和

最新のUNCITRALモデル法に対応

翻訳文の添付の省略

国際仲裁・国際調停に基づき強制執行を申し立てるために必要な裁判所の手続において、裁判所が相当と認めるときに、仲裁判断書・国際和解合意等の翻訳文（日本語）の添付を不要とする

7

全体の状況・今後の方向性



一 全体アウトカム：日本における国際仲裁が活性化する

代表的な商事仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）の新規申立件数が引き続き低調であるなど、日本における国際仲裁の円滑な利用を促進する環境が十分に整備されたとは言えず、日本における国際仲裁の**活性化は依然として途上**にある

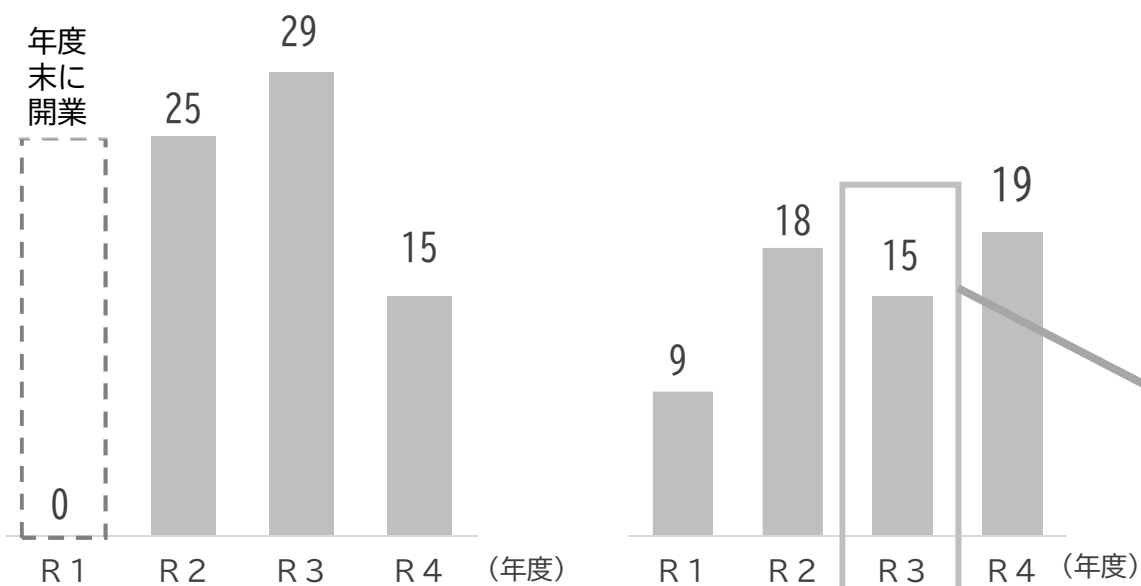
日本における国際仲裁の取扱件数及び仲裁件数

諸外国との比較（2021年）

※日本の数値のみ年度で計上

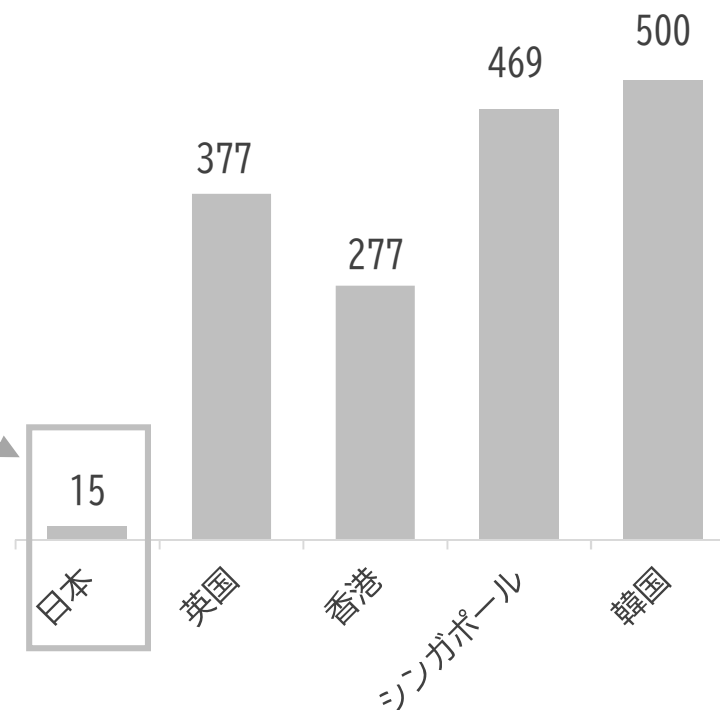
取扱件数及び仲裁件数ともに、際立った増加は見られない

日本の仲裁件数は依然として少ない



JIDRC東京における取扱件数 (準備手続会を含む)

日本商事仲裁協会(JCAA)における新規申立件数



一 今後の方向性

<人材育成>

仲裁人・仲裁代理人として国際仲裁の担い手となることができる人材を増やすことを目的に、関係機関とも連携しながら、特に、学生、司法修習生、若手弁護士等に対して研修等を行うことを通じて、国際仲裁に関心を持つ人材の裾野を広げるとともに、知識・経験・語学力を兼ね備えた人材の輩出に向けた中長期的な取組の実施

<広報・意識啓発>

国際仲裁の利用の前段階として、いかにして契約書に日本を仲裁地とする仲裁条項を規定できるかという課題を踏まえ、国内外の企業等が我が国における国際仲裁を活用することを促進するために、仲裁の担い手である仲裁機関を始めとする関係機関・関係団体とも連携しながら、国内の企業、弁護士等に対する広報・意識啓発活動を実施するとともに、海外の企業、弁護士等に対する日本の国際仲裁の魅力等を発信する取組の実施

<施設の整備>

利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難。現状を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索

<関連法制度の整備>

改正法等の施行に向けて周知広報等を進め、引き続き、海外における法制度の議論について状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献

→ 以上のようなことが考えられるが、いずれにしても、**令和5年度末の調査等業務終了時まで**に**得られる調査、分析の結果等を踏まえ、今後の国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方を検討**